

外来種被害防止行動計画・侵略的外来種リストに関する

関係事業団体向け説明会 議事概要

- 1．日時：平成 25 年 8 月 2 日（金） 13：30～14：40
- 2．場所：中央合同庁舎 4 号館 12 階 1221 号共用会議室
- 3．議事：
 - （1）外来種被害防止行動計画（仮称）及び侵略的外来種リスト（仮称）について
 - （2）質疑応答

■開会

■挨拶（外来生物対策室 関根室長）

本日は暑期中、説明会にお集まり頂き感謝申し上げます。外来生物は様々な形で海外から我が国に持ち込まれた動植物で、農作物、家畜、ペットなど多様な種類があり、社会経済活動に欠かせない非常に有用なものも数多い一方、生態系や農業等に影響をもたらすものもある。そのため平成 17 年に外来生物法を施行し、影響の大きい外来生物を特定外来生物に指定、規制を行ってきた。ただ、外来生物問題で難しいのは、広く利用されている有用な外来生物が同時に生態系にも影響を与えるケースであり、こうしたものを法律で規制するのは現実的ではないため、環境省では平成 17 年度に「要注意外来生物リスト」を作成し公表している。

しかしながら「要注意外来生物リスト」には具体的な注意情報が十分示されていないとの批判もいただいていたところであり、そうした経緯を踏まえて、今回、農林水産省と協働して「侵略的外来種リスト（仮称）」の作成を進めており、取扱に注意を要する外来種について管理上の注意点をできるだけ具体的に示したいと考えている。

また外来種への対応は様々な主体のご理解とご協力のもとで進めなければうまくいかないことから、リストと並行して、農林水産省に加え国土交通省のご協力も得ながら、今後の外来生物問題への行動指針となる「外来種被害防止行動計画（仮称）」の作成作業も進めているところである。

リストと行動計画は今年度中に完成させたいと考えているが、本日、関係が深いと考えられる事業団体の皆様にご説明して、様々なご意見をいただき、それらのご意見も踏まえてより実効性のあるものにしたいと考えている。限られた時間ではあるが、よろし

くお願い申し上げます。

（１）外来種被害防止行動計画（仮称）及び侵略的外来種リスト（仮称）について

外来種被害防止行動計画（仮称）について

【水崎外来生物対策室係長より説明】

- ・（資料 1 - 1）行動計画は、「愛知目標」の達成を大きな目標としている。行動計画は国の行動指針を示すものであると同時に、幅広い主体に対して生物多様性保全のためにどう外来種に対応するか国の考え方を示し、ご協力をお願いするものである。
- ・（資料 1 - 2）行動計画の全体的な構造を示しており、１から７までの項目からなる。１、２、７は全体に共通する対策。「導入・逸出の防止（予防）」、中でも「３．侵略的外来種の導入の防止」が関係事業団体の皆様に関連が深い部分であると考えている。４は既に導入されたものへの対策。５、６は、これまで外来生物法で取り扱っていなかった、国内由来の外来種および同種の生物導入による遺伝的攪乱に関する対応の整理。
- ・（資料 1 - 3）行動計画の目次。第２章において、資料 1 - 2 で示した 7 つの項目について整理、記載する。第２章第１節の内容は、国だけでなく国民を含めた各主体に対しても期待したい外来種対策の考え方を示し、第２節では各主体に望むスタンスを記述する。
- ・（資料 1 - 3）関係事業団体の皆様に関連が深い部分は第２章第１節３「（１）意図的に導入される外来種の適正管理」で、「入れない」「捨てない」「広げない」の外来生物被害予防三原則に従って、どのような外来種をどう使うか検討頂きたい。「入れない」については代替種の使用や開発、「捨てない」「広げない」については侵略的外来種リストに記載予定の種ごとに期待される取り扱い方法に従って外来種を取り扱って頂きたいと考えている。
- ・（資料 1 - 3）第１節５および６、特に６については、厳密に地域の遺伝子を守るとなると産業が立ち行かなくなることは承知しているので、国立公園や世界自然遺産など生物多様性保全上重要な地域での対策を優先的に検討していくことになると思われる。
- ・（資料 1 - 4）ここに示した骨子案を元に、「素案」として具体的な文章を事務局で作成中である。

侵略的外来種リスト（仮称）について

【谷垣外来生物対策室係長より説明】

- ・（資料 2 - 1）リストは平成 25 年度中に作成予定。愛知目標において侵略的外来種対策が位置付けられ、また様々な人間活動に伴い外来種が入ってくる状況において、日本

の生物多様性を保全し愛知目標を達成するため、様々な主体の参加による外来種対策の進展を図ることを目的として作成する。

- ・ 特定外来生物以外でも侵略性があるものも含めてリスト化し、最新の定着状況のほか、利用されて重要な役割を持っているものもあるとの認識から利用上の留意点等も含めて、情報を提供する。
- ・ (資料 2 - 2) リスト掲載種選定の手順フローを提示。特定外来生物も注意喚起のため掲載する。掲載種が多すぎると意味のないリストになるおそれがあるため、目安として 400 ~ 500 種類としているが、この数は決定ではない。特に大きな被害が予想されるものは「対策優先種」として取扱を区別する。リストは継続的に見直し、追加、情報更新する。
- ・ (参考資料 1 - 1) 昨年度の外來種リスト作成の検討会議における参考資料。ここに載っているものがすなわち掲載種ではなく、これを参考に今年掲載種を検討する。
- ・ (参考資料 1 - 2)
- ・ 要注意外来生物に選定されている植物の種類と、選定当時の摘要を参考に示した。なお要注意外来生物は今回のリスト作成により発展的に解消する。
- ・ (参考資料 2 - 1) 昨年度会議の参考資料から、魚類の掲載候補種リストを参考に示す。なお動物については、哺乳類、両生類、爬虫類、昆虫類、海洋の無脊椎動物等も対象としている。
- ・ (参考資料 2 - 2) 要注意外来生物に選定されている魚類の種類と、選定当時の摘要を参考に示した。

今後のスケジュールについて

【水崎外来生物対策室係長より説明】

- ・ 基本的には、侵略的外來種リスト作成会議と外來種被害防止行動計画策定会議で議論。昨年度より専門家各 10 数人程度に検討いただいている。12 月にパブリックコメントを実施し、今年度内に完成予定。
- ・ 関係事業団体の皆様には、本日の説明会と、8 月 ~ 9 月にもう少し詳しい検討資料をお示した上で、9 月 ~ 10 月に委員の先生方と皆様との意見交換会を開催させていただきたいと考えている。意見交換会は何社かに絞らせていただくことを考えている。

(2) 質疑応答

- ・ 本日は概略のご説明だが、何かご質問があれば挙手いただき、冒頭に団体名と名前をお願いしたい。なお、もう少し詳しい資料は別途皆様にお送りし、意見交換の場を設ける予定である。(環境省 東岡)

【日本養蜂はちみつ協会】

今ご説明頂き、全体的には理解したつもりである。個別の問題になるが質問させていただきたい。

< 特定外来生物、要注意外来生物、侵略的外来種リストの位置付けについて >

- ・ 事務的な質問を 1 点。特定外来生物、要注意外来生物、侵略的外来種リストなど似たような名前が載っていて分かりにくいですが、資料 2 - 2 の図を見ると、侵略的外来種リストができた時点で、その中に特定外来生物と侵略的外来種に分けられて掲載され、今まであった要注意外来生物という仕分けがなくなるということか。（日本養蜂はちみつ協会）
 - 要注意外来生物は今回の侵略的外来種リストを作ることで発展的に解消する。侵略的外来種リストの中に法的規制の係る特定外来生物とそうではない侵略的外来種と、2 種類に分かれるということになる。（環境省）

< ニセアカシアの取扱について >

- ・ 私どもの団体としては、とくに 6 年ほど前、ニセアカシアの問題ではそれなりのご理解をいただいたと思っているが、今回またこの問題が出てきたので大変注意深く見守っている。実態について私たちの業界から申し上げますと、ニセアカシアはハチの蜜源としては最大のもので、その影響は大変大きい。

どのような影響かという、私どもの業界ではちみつを採蜜する最大の蜜源であることが 1 点。

それから、昨年平成 24 年に「養蜂振興法」を改正していただいたが、その大きな理由として、現在ミツバチが農業生産において果樹や野菜を中心に園芸作物の交配をしており、交配された作物の生産額は 7000 億～8000 億円に上ると言われている。そのため、ミツバチが大きな影響を受けると、日本の農業の中で園芸作物にも本当に大きな影響が起きるということがある。

さらに、採蜜のためだけでなく、交配用のハチの育成にも蜜源が必要である。採蜜と交配用のハチの育成は別々にはできないため、同時並行で行わなければならない。ハチの寿命も大変短いので、並行して実施していくための蜜源が無いとなると、結果として交配用のハチがいなくなる。これは本当に農業に大きな影響を及ぼす。

私どもの立場から言わせてもらえば、ニセアカシアが導入されて長期間経っていると思うが、それ以来ずっと、周囲の植物なり樹木なりを駆逐、衰退させるといった実例は聞いていない。そういう可能性があるということで要注意外来生物リストに挙がっているのではないかと思うが、現実にはそれほどの例を聞いていない中で、どんどん

輸入をして植えているわけではなく、現在まで育っているものを我々業界が利用させていただいているという状況で、なぜリストに挙がっているのだろうか、というのが私たちの本当に素朴な気持ち、意見である。そうであるから、皆さん方がどのようにお考えか、まずはそこを聞かせていただきたい。現在の状況でも、私どもとしては外してもらえないかというぐらいに思っており、そういう中で今回また新たに侵略的外来種リストに挙がってくるのかと大変気になり、リストに挙がってくるのは疑問に思っているのだが、ご見解を聞かせてほしい。(日本養蜂はちみつ協会)

- 個別の種についてはこれから侵略的外来種リストの会議の中で議論することになる。先の説明と重なるが、これは基本的に規制をするリストではないということと、科学的知見を踏まえ、どういった侵略的特性を持っているかということとを踏まえて、対策や利用上の注意について言えることを情報提供していく。ニセアカシアについては平成 17 年度当時に、長野県の河川の上流でかなり繁茂しているとか、河岸にかなり出現してきているという情報もある。具体的には、猪名川の中流域ではハリエンジュが過去 19 年に急速に分布拡大して潜在自然植生であるエノキ - ムクノキ群集がかなり占有されている、長野県の梓川ではハリエンジュの増加にともなってヤナギ林やマツ林が大幅に減少し、希少植物群落のケショウヤナギ群落が減少した、多摩川の永田地区ではハリエンジュ群落が 1977 年以降急速に増加し、河原の固有種であるカワラノギクが減少した、といった科学的知見を踏まえて要注意外来生物に当時選定させていただいている。科学的知見についてはまた収集させていただき、その上でどう侵略的であるのか、生態的な影響を及ぼすのかしっかり議論して、それを踏まえて利用上の注意など、どういったことが言えるのかをお伝えしていく。これで使えなくなるということではない。(環境省)

【日本草地畜産種子協会】

今日はこのような説明会を開催して頂き感謝申し上げます。私どもの協会は名前のごとく、外来生物を積極的に導入し、国内で広く使っていこうという活動を行っている団体なので少々気になり何点か確認したい。

< リストの名称について >

- ・ このリストは仮称とのことなので、名前はまだ確定していないということか。「侵略的外来種リスト」は非常におどろおどろしい名前のように感じる。ホームページを見たところ、まさに同じようなことを環境省自ら書かれている。こういった名前からすると、知らない人が見たらここに掲載されてしまうものすごく恐ろしい生物ではないかという印象を持ちかねない、ということで名称はぜひ考えていただきたい。(日本草

地畜産種子協会)

- 名称については、今後検討会の中でふさわしい名称を考えていくことになるので、決定しているわけではない。ただ、このリスト自体が、様々な主体の方への注意喚起のものなので、そういったことも踏まえて名称を考えたい。(環境省)

<リスト掲載種の利用規制の有無について>

- ・ 確認したい点。今の説明で、行動計画あるいはリスト等に掲載されたものについては、新たな規制を入れるものではないということであった。そうであれば、私どもの業界でいうと、飼料作物の種子の輸入販売、あるいは農家での利用、あるいは研究開発のための栽培、といったものは従来と同様にできると考えてよいのか。(日本草地畜産種子協会)
- 規制については、基本的に特定外来生物に指定されなければ外来生物法の規制がかかるものではない。(環境省)

<農業用の利用に供する外来生物の取扱について>

- ・ 掲載種の利用規制については理解した。そうすると、冒頭の室長のご挨拶にもあったように、外来生物といっても有用なものがあるということであり、特に有用なものはありていに言えば農業用の利用に供しているものと考えてよいと思うが、それならば行動計画の基本方針なり基本的考え方に、「農業用利用を除いたものに対しての行動計画である」など明記することはできないか。(日本草地畜産種子協会)
- 大事なご指摘である。外来種自体が農業用や畜産用など様々な用途に利用されている状況を踏まえて、侵略的なもの、生態系に被害を及ぼすものについては科学的な評価を踏まえてしっかりリストアップし、そのうえで規制するものとやむをえず使わざるを得ないものがあると思っている。そういったことをしっかり情報提供して、使わざるをえないものは現状すぐに規制を掛けるのではなく、どう使っていけばいいか、利用上の注意点などを含めて情報提供したい。(環境省)
- ・ ただ、農業上利用するということは、適正管理のもとに栽培されていると理解している。そういったものも同じようにこの中で書かれると、農業用外来種も含むという受け取られ方をされかねない。(日本草地畜産種子協会)
- 基本的には、飼料用であってもしっかり管理されていれば逸出は起きないということかもしれないが、現状では生態系への影響、逸出がある。例えば周辺の草刈りをしっかりやれば問題ないのかもしれないが、現状で逸出が起きているものについては、当然の管理かもしれないがそういった管理をしっかりやっていただくことをお願いする、それを利用上の注意として記載することを考えている。(環境省)
- ・ 資料を見ると、島嶼部や国定公園等の話が書かれているが、そこが特に大事なら、こ

の考え方から除いても良いということで「農地」という区分はできないのか。(日本草地畜産種子協会)

- 管理されている場所で使っていただくものは基本的に全く問題無い。そこから逸出している状態が起きているものについてリストアップし注意喚起をしていくものである。もちろん、今まで農地という管理下で使われていたものは問題無いと思っているが、そこから逸出が起きる可能性があるもの、また逸出が起きているものについては、リストアップした上で、どういう管理をしていただきたいか、内容としては当然行っている今まで通りの管理で十分ではないかということかもしれないが、そうした内容も含めて情報提供していきたい。(環境省)
- ・ 緑化植物、牧草なども含めて検討、と書いてあるので、そういった点も踏まえて検討いただくとともに、今後とも情報提供いただきたい。(日本草地畜産種子協会)

<リスト掲載種の選定基準について>

- ・ リスト掲載の基準について、もう少し具体的に考えを教えてほしい。(日本草地畜産種子協会)
- リスト掲載の基準は、このフローにはごく簡単に示している。昨年度もある程度細かく書いているが、現在の作業の中で、例えば分布拡大／拡散の可能性として種子が小さくて見つけづらいものや何かに非意図的に付着して運ばれるおそれがあるものなど、細かい基準をいくつか細分化して設けている。動物についても同様にいくつか基準を設けて、どういったものを大きいと判断できるかなども細分化して検討しながら、どうすれば評価可能か検討中である。ホームページから昨年度の検討会資料をご覧になれるので、途中経過の基準案などもご覧いただける。後日、詳しい資料をお送りすると申し上げたので、その中である程度分かるようにしていきたい。(環境省)

<導入時期を掲載基準とするかどうかについて>

- ・ 以前、要注外来生物の選定時には「明治以前／以降」と分けたと聞いているが、今回もその基準は生きるのか。(日本草地畜産種子協会)
- 特定外来生物も「明治以降」という基準で選定しているが、今回リストについては、「明治以降」という縛りはかけずに考えている。(環境省)
- ・ そうすると、大正時代にはある程度一般化していたものは対象外ということも考えられるか。(日本草地畜産種子協会)
- 個別の例がどうかということもあるが、古くから栽培されているが日本には全然定着しないようなものは除外することも考えられると思う。(環境省)
- ・ そういった基準の議論、考え方についても出していただければと思う。(日本草地畜産種子協会)

子協会)

【公益財団法人 神津牧場】

畜産業を行っている。

<対象地による規制の枠組みの違いについて>

- ・ さきほど対象地について、国立公園という話も出てきたが、私どもの牧場は国定公園内にあるため、対象地によって規制の枠組みが変わってくるとなれば、同じ牧場でも白地の牧場と国定公園の牧場とでは対処が違ってくとも考えられるのか。(公益財団法人 神津牧場)

<対象とする生態系および分類群について>

- ・ 議論の中で一つ気になるのは、「生態系」という言葉を簡単に使われているが、どんな生態系のことなのか、例えば自然生態系か、農耕地生態系はどう扱うのか。また、さきほど動物の話も出ていたが、植物、昆虫、動物、魚類などによっても違う。植物の場合、地域の固有性を守るのは、どこまでがどの地域なのか非常に難しい。しかし河川ではそれぞれが閉鎖系の生態系であるから、非常にやりやすい。例えば琵琶湖のアユを東北の河川に流すようなことは規制しやすいだろう。リストをみると全部の生物が一緒に入っているが、植物、動物、昆虫、魚類によって全部違うので、それぞれ仕分けをしたうえで、全てに共通する基準になるのか、種類によって規定できるのか、そのあたりをきちっと整理してやっていただくのが良いと思う。(公益財団法人 神津牧場)

<利用に供されている外来種の取扱について>

- ・ 蒸し返しになるが、リストを見る限り、利用しているものも雑草も含め、日本の牧草地の場合はほぼ全て外来種で、日本の在来種はノシバの草地ぐらいであるから、これが行きすぎてしまうと日本の畜産の基盤はほとんどなくなってしまうおそれもある。先の金谷さんの話にもあったが、排除の方向に持つて行くものと利用をある程度認めていくもの、利用を認めていくものにしても何らかの基準があるのかどうか。それから、今すぐ対象になるような基準なのか。牧草の場合、種子の休眠性を持つものが多く、これらは完全に自然生態系にエスケープするので、これを防ぐにはどうしたら良いかといったときに、全然使わなくなるのが一番良いとなるかもしれないが、それは産業への影響が非常に大きい。そうならば、例えば休眠性がなくなるような育種を行い、そういう品種を作るなど。トウモロコシなどはエスケープしないが、牧草にも同じような施策をとったうえで対策を考えていく、といったことも含めて、細かい排除、利用の基準を決めていただければよいと思う。現場としてはそれに従うだけとなる。

（公益財団法人 神津牧場）

- 我々としては管理されているところから逸出していくうえで、原始的な自然環境、自然生態系から二次的生態系までいろいろなものがあると思っている。「生態系被害」と一つの言葉で言っているが、例えば知床や小笠原など原始的な自然環境に入り込んでいくような外来種は生態系被害が重いと考えている。また二次的自然環境でも全国にばっと広がってしまうものはやはり生態系被害は大きいと考える。侵入先や広がり方などを含めて生態系への影響を評価していきたい。（環境省）

<蔓延している外来種の取扱いおよび地域ごとの定着状況の違いについて>

- ・ 例えばシロツメクサは明治に日本に導入され、いまや自然生態系の中で見ないところはない。これを日本から排除するとしたらとんでもないコストになる。一方で、シロツメクサが何か自然生態系への被害を及ぼしているかという、それほど影響を及ぼしていないだろうと思う。

もう1点、地域による状況の違いがある。自分でも内心、忸怩たる思いがあるが、昔、牧草の導入の研究をやっており、その成果がいま現れているのが沖縄で、今や私が育種したギニアグラスは完全に蔓延しており、このリストにも載っている。本土の場合にはいろいろと対策がいると思うが、沖縄ではもうギニアグラスを排除するのは不可能に近い状況だろう。そういう地域ごとの対策も大事だと思う。さきの国立公園もそうだが、そうしたきめ細かさにも配慮していただくのがよいのでは。（公益財団法人 神津牧場）

- おっしゃるとおりで、我々としても日本全土に蔓延しているものを新たに指定、防除するのは非現実的だと思う。しかし蔓延しているものでも、例えば国立公園など生物多様性保全上重要な地域に侵入するリスクがある、あるいは侵入していて防除しているものはリストに挙げて対策したい。一律に蔓延していたら評価が大きいというのではなく、このリストを作ることによって対策をとっていただきたいということも考えており、そういった点も含めて評価しているところである。リストでは定着段階について、例えば未定着、定着初期、拡大、蔓延など段階をお示しすると言ったが、おっしゃったようにその段階によって対策の方向性がかなり違うと思うので、蔓延しているものであれば重要地域での侵入を防ぐなど、定着段階に紐付いた対策目標もリストでは記載したいと考えている。（環境省）

【アリスタライフサイエンス】

< 国内由来の外来種に対する規制の可能性について >

- ・ 今回、国内由来の外来種概念が入ってきたが、今後、国内由来の外来種についても何らかの公的な規制をすることも検討するのか、また検討する可能性があるのか。(アリストライフサイエンス)
 - 国内由来の外来種について、外来生物法で規制することは現状では考えていない。ただし、保護地域を守るような自然公園法や自然環境保全法などの法律の中で、例えば国立公園の特別保護地区では全ての動植物の放出行為が禁止されている。また、各都道府県ごとに条例で国内由来の外来種を規制することは地方公共団体の判断としてあり得ると思うし、既に行われているものもある。(環境省)

< 会議の開催方法について >

- ・ 外来生物被害防止行動計画と侵略的外来種リスト作成でそれぞれ会議が予定されているが、これらの会議についても特定外来生物の選定の時のような専門家会合やグループ会合がそれぞれ開かれるのか。(アリストライフサイエンス)
 - 2点目の質問については、本日のように利用団体の方や、特定外来生物の選定の際に開いた専門家会合などのメンバーの方にもご意見を聞いてとりまとめていくことを考えている。(環境省)

【日本植木協会】

< リストの公表のあり方について >

- ・ 全ての外来生物が規制対象というわけではないことは分かったが、生物多様性という言葉や環境教育がかなり広がっているので、いざ発表されると一般の人が外来種を排除する気持ちが強くなってくる。役所主体となると一般の方々への耳に優しい環境という言葉で、排除しなくてよいものまで排除される可能性が非常に高いと思う。その点を重々考えて発表の仕方を考えてほしい。(日本植木協会)

< 関係事業団体の意見表明の機会について >

- ・ もうひとつ、関係事業団体が意見を言える場を何回か持っていただきたい。外来種というが、いわゆる明治前は‘渡来’、明治に入って‘導入’という言葉になり、近年は‘外来種’という言葉に変わってしまい、外来種は全て悪だと捉えられがちである。プロは必ずしもそうではないが、一般ではそう捉えられがちなところがある。実際に関係している団体が意見を言える場所が欲しいので継続してほしい。(日本植木協会)
 - 重要なお指摘だと思う。私共も今の社会経済活動が外来種なしで成り立つとは思っていない。我々としては、侵略的なもの、生態系に影響を及ぼすものにつ

いてしっかりと対策をとっていかねばならないという立場であり、そういった点では誤解のないようしっかりと伝えていきたい。(環境省)

【日本養蜂はちみつ協会】

<ニセアカシアに関する情報およびニセアカシア植林について>

- ・ ニセアカシアについては地域に多くあるということで、北海道の林業試験場でいろいろ研究している。アメリカの学術誌のフォレストサイエンスの 8 月号に、林業試験場の真坂さんの論文が掲載されているので参考にして欲しい。また、会議のメンバーには色々な学者がいると思うが、人によって見解は異なるので一方だけの見解で動かないようお願いしたい。現実に基づいた見解の中でやってほしい。ニセアカシアについても国の植林の段階で今は認めてもらってやっているの、今回の見直しがどうなるかは別として、現状においては今のやり方で場所や植樹などについては問題ないと思うがそれでよい。(日本養蜂はちみつ協会)
 - 科学的知見の収集については、侵略的外来種リスト作成会議でももちろん議論はするが、色々な学会の意見や特定外来生物専門家会合の学識経験者の意見など、様々な意見を聞いていく予定である。植樹については、ニセアカシアは特定外来生物ではないので現状で規制がかかっているわけではないが、要注意外来生物として、例えば河川上流で植栽すると下流域に広がるというような注意事項を書いている。今後、侵略的外来種リストを作る中で、注意事項に関しては科学的知見のあるものについては情報収集していく予定なので、そういったことについてはぜひ配慮していただきたい。(環境省)
- ・ 他にご意見がなければこれで終了とさせていただきたい。後日、もう少し詳しい資料を農林水産省、国土交通省と調整した上でお送りし、また意見交換の場を設けたいと考えているので引き続きよろしくをお願いしたい。(環境省)